

山梨県立富士北麓駐車場 指定管理者募集要項等に関する質問への回答

No.	質問内容	回 答
1	指定管理者募集要項P24「収支計画書」を作成する際には、「マイカー規制期間」は何日として積算するのか。また、マイカー規制期間が今後増減した場合の対応について伺いたい。	マイカー規制期間は、令和8年度と同様に70日間実施されるものとして積算すること。 また、令和9年度以降にマイカー規制期間が増減した場合は、都度、両者で協議の上、委託料の増減について決定する。
2	指定管理者募集要項P3等に記載の「自主事業」について、指定管理者が使用する際の「使用料」については使用料を免除とする取扱いにできないか。	自主事業に係る施設の使用については、指定管理者であっても、一般利用者と同様の立場での利用となるため、条例に基づく使用料の負担が原則となる。 これを一律に免除とすることは、条例上の根拠がないことに加え、利用者間の公平性の確保及び公有財産の適正管理の観点から困難であるため、特に公共性・公益性が認められる事業等を除き、現行制度上は免除の取扱いは想定していない。